

第10節 保健衛生

1 食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
対象施設数	2,845	2,798	2,801	2,828	2,825
監視指導延べ件数	2,053	1,603	1,763	1,580	1,379

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収去検査数	164	166	167	161	149
不適件数	0	0	0	0	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数	30	30	40	37	22
延べ受講者数	1,077	990	1,013	1,115	930

(4) 食中毒発生状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	
発生年月日	平成 27 年 6 月 14 日	平成 28 年 9 月 5 日	平成 29 年 12 月 3 日	—	令和 2 年 7 月 28 日	令和 2 年 2 月 2 日
患者数	10 人	1 人	3 人	—	47 人	57 人
原因物質	カンピロバクター・ ジエジエ	アニサキス	カンピロバクター・ ジエジエ	—	黄色ブドウ 球菌	ノロウイルス GⅡ
原因施設	飲食店	不明	飲食店	—	家庭	仕出屋

(5)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
対象施設数	4,471	4,434	4,427	4,415	4,362
監視指導延べ件数	48	163	45	110	154

(6)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	負担割合	市 10/10
-------	-------------	------	---------

<目的・事業内容>

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
検査数	12	12	12	12	12
不適件数	0	1	0	2	2

(7) 衛生害虫相談

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	166	133	193	91	97

2 医務・薬務関係事業

(1)医療施設等監視・指導

①医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法 臨床検査技師等に関する法律	負担割合	市 10/10
-------	----------------------	------	---------

<目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

<実績>

	年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1
	病 院	施設数	24	24	24	24
監視数		35	27	27	27	28
新規		2	0	0	0	0
廃止		2	0	0	0	1
一般診療所	施設数	126	124	121	118	118
	監視数	28	31	28	29	29
	新規	4	1	2	4	4
	廃止	8	3	5	7	4
歯科診療所	施設数	79	78	76	76	74
	監視数	18	15	17	15	16
	新規	4	1	3	1	4
	廃止	4	2	5	1	6
衛生検査所	施設数	4	4	4	4	4
	監視数	2	3	2	2	2
	新規	1	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実績>

免許等種別		R1 年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	3	0	0	3	6
	歯科医師	0	0	0	0	0
	薬剤師	6	2	0	1	9
	保健師	2	4	2	0	8
	助産師	1	0	0	0	1
	看護師	66	54	12	0	132
	診療放射線技師	5	0	0	0	5
	臨床検査技師	3	3	1	0	7
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	16	5	0	0	21
	作業療法士	6	5	0	0	11
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	8	5	2	0	15
	死体解剖医	0	0	0	0	0

免許等 県知事	准看護師	34	15	7	0	56
	栄養士	8	4	1	0	13
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合 計		158	97	25	4	284

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	負担割合	市 9/10 みやま市 1/10
-------	---------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

① 休日急患診療件数

年度	開設日数	件 数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比 (%)
H27	75	(745) 4,615	(1,354) 4,390	(1,205) 3,067	(230) 1,525	(408) 520	(157) 207	(4,099) 14,324	28.6	3,621	25.3
H28	74	(713) 5,011	(1,319) 4,681	(1,178) 2,809	(183) 1,431	(391) 512	(123) 242	(3,907) 14,686	26.6	3,536	24.1
H29	74	(789) 4,665	(1,528) 4,748	(1,181) 2,943	(217) 1,442	(407) 510	(133) 208	(4,255) 14,516	29.3	3,728	25.7
H30	76	(753) 4,751	(1,735) 4,762	(1,180) 2,959	(349) 1,847	(462) 576	(133) 209	(4,612) 15,104	30.5	4,104	27.2
R1	79	(504) 4,884	(1,463) 4,174	(1,229) 2,851	(287) 1,818	(515) 645	(167) 289	(4,165) 14,661	28.4	3,874	26.4

() 内は急患数を内数で示す

② 平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件 数			急患比 (%)	地域外比 (%)
				小児科	その他	計		
H30	289 (月～土)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(505) 1,505	(3) 14	(508) 1,519	33.4	24.7
			7歳以上	(159) 678	(37) 63	(196) 741	26.5	15.0
			計	(699)	(73)	(772)		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(28) 82	(1) 3	(29) 85	34.1	20.0
			7歳以上	(7) 28	(32) 33	(39) 61	63.9	18.0
			計	(699)	(73)	(772)	32.1	21.4
R1	237 (月～金)	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(282) 880	(2) 3	(284) 883	32.2	24.3
			7歳以上	(105) 469	(10) 15	(115) 484	23.8	17.8
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(8) 51	(1) 1	(9) 52	17.3	26.9

			7歳以上	(1) 11	(4) 4	(5) 15	33.3	13.3
	(月～金) 計			(396) 1,411	(17) 23	(413) 1,434	28.8	22.1
50 (土)	午後2時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(537) 546	(0) 0	(537) 546	98.4	37.2	
		7歳以上	(170) 170	(0) 0	(170) 170	100.0	32.4	
	午後10時以降	0歳～ 6歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0	
		7歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0	
	(土) 計			(707) 716	(0) 0	(707) 716	98.7	36.0

()内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績>

年度	医薬品販売業								
	薬局			店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数
H27	74	189	26	31	61	13	0	0	0
H28	72	177	25	31	49	10	0	0	0
H29	70	152	27	31	72	15	0	0	0
H30	67	188	26	33	65	12	0	0	0
R1	67	210	29	32	93	10	0	0	0

※法改正（H21）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数
H27	52	12	4	10	7	2	3	0	0
H28	52	17	8	10	3	0	3	1	1
H29	49	26	10	10	3	2	2	0	0
H30	55	32	17	9	6	4	1	1	0
R1	51	21	5	9	3	3	1	0	0

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
H27	8	0	0
H28	8	0	0
H29	8	1	0
H30	6	6	0
R1	6	0	0

年度	高度管理医療機器等販売・貸与業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
H27	64	40	6
H28	64	63	26
H29	68	40	22
H30	66	26	21
R1	67	78	43

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	-------------------	------	---------

<目的・事業内容>

依然として、薬物乱用者の低年齢化が懸念されることや、危険ドラッグを使用した健康被害や二次的犯罪を起こす事例が多発するなど深刻な状況が続いており、「ダメ・ゼッタイ」の運動を通じて、官民一体となって国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高め、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

街頭キャンペーン（啓発パンフレット配布）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
回数	1	2	2	2	2
配布数	600	700	700	1,000	1,200

(5)不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実績>

種別 年度	けし		大麻	
	件数	株数	件数	株数
H27	15	691	0	0
H28	35	1,289	0	0
H29	48	2,697	0	0
H30	34	1,610	0	0
R1	51	2,738	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10
-------	----------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対 策 実 施 状 況
H27	○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（12月） ・大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の策定について ・各関係機関の最近の状況について ○大牟田市健康危機管理研修会の開催（3月） ・マスクフィットテスト
H28	○大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月） ・東日本大震災における災害と支援について
H29	○大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月） ・院内感染制御チームによる地域連携
H30	○大牟田市健康危機管理研修会（3月） ・今 身近にある感染症について～その対策・指導 ○防護衣着脱訓練（3月） ○九州・山口各県・保健所健康危機管理情報伝達訓練（3月）
R1	○大牟田市健康危機管理研修会（10月～12月） ・健康危機管理とは～エボラ出血熱患者搬送訓練シナリオ～ ○防護衣着脱訓練（2月）

3 難病対策

これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されていた難病対策が、今後は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることが出来ようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。

それに伴い、医療費助成の対象疾病の拡大が図られ旧事業（特定疾患治療研究事業）の対象疾病であった56疾病が新たに追加、整理・細分化されて110疾患となり平成27年1月1日から第一次実施分として医療費助成を開始した。

平成27年7月1日からは第二次実施分196疾病が追加、その後も27疾病が追加され、333の指定難病に対して医療費助成が行われている。

(1) 指定難病医療費受給申請業務

根拠法令等	難病の患者に対する医療費等に関する法律	負担割合	県 10/10
-------	---------------------	------	---------

<目的・事業内容>

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ①市内に住所を有する者
- ②国民健康保険法の規定による被保険者
- ③健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤生活保護法による保護を受けている者

(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月23日成立)が平成27年1月1日から施行され、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当)

<実績>

給付内訳	給付者数	給付内訳	給付者数
神経・筋疾患	335	内分泌疾患	40
代謝系疾患	16	呼吸器系疾患	33
皮膚・結合組織疾患	38	視覚系疾患	21
免疫系疾患	144	聴覚・平衡機能系疾患	—
循環器系疾患	21	消化器系疾患	181
血液系疾患	25	染色体・遺伝子系疾患	1
腎・泌尿器系疾患	16	耳鼻科系疾患	36
骨・関節系疾患	125		

(2) 特定疾患医療受給申請業務

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度が施行され、同法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、同法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

<実績>

番号	疾患名	受給者数
1	スモン	2
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—
3	重症急性膵炎	—

4 肝炎対策事業

(1) 肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	国 1/2 市 1/2
	肝炎対策の推進に関する基本的な指針		

<目的・事業内容>

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

<対象者>

本市に居住する20歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

(医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている(受けていた)者は除く。)

<実績>

年度	H27	H28	H29	H30	R1
受検者数	850	940	1,155	838	666

(2) 初回精密検査及び定期検査費用助成事業

根拠法令等	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領	負担割合	県 10/10
-------	--------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者等に対し、精密検査又は定期検査の費用を助成することにより、早期治療や定期的な医療機関への受診につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化の予防を図る。

① 初回精密検査費用の助成

肝炎ウイルス検査で陽性となった者が、精密検査を受診し早期治療につながるよう初回精密検査の費用を助成。助成回数は、1回のみ。

② 定期検査費用の助成

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの者が、定期的に検査を受けることにより、適切な治療や経過観察を行い、重症化を予防するための定期検査の費用を助成。助成回数は、年2回(4月から3月までの毎年度2回まで)

<対象者及び対象となる検査>

	①初回精密検査	②定期検査
対象者	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○大牟田市肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者である者(治療後の経過観察を含む)。 <small>[注意] 無症候性キャリアは対象外</small> ○住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者。 ○肝炎治療費助成制度(福岡県肝炎治療特別促進事業)の受給者証の交付を受けていない者 ○大牟田市肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者
検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査	肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの者が定期的に受ける検査

<申請>

申請に必要な書類を添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出。

<実績>

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
初回精密検査	申請		0	4	4	2	1
	請求		0	3	3	2	1
定期検査	申請		0	1	0	7	11
	請求		0	0	2	7	21

※平成28年1月1日より事業開始

(3)肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	-------------------	------	---------

<目的・事業内容>

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

<対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

<対象患者>

- ①市内に住所（住民票）を有するもの
- ②医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑤B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑥C型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロンフリー治療を受ける予定の者又は治療中の者

<助成期間・回数>

①インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月、36週は10ヶ月、48週は1年）となり更新は認めない。

ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、72週投与、シメプレビルを含む3剤併用療法【48週投与】）がある。

一定の基準を満たしたものは、2回目の制度利用ができる。

②核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

③インターフェロンフリー治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受け付けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（8週は3ヶ月、12週は4ヶ月、16週は5ヶ月、24週は7ヶ月）とする。

月)となり、1回のみ助成となる。

ただし、他のインターフェロンフリー治療を用いた再治療に係る取扱いにあたる条件を満たす場合に限り、再治療も助成となる。

＜申請・交付＞

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたとときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

＜実績＞

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
申請者数	287	273	232	208	173
承認	287	273	232	208	173
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	0	0	0	0	0

※ 平成26年9月よりインターフェロンフリー治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

(4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

根拠法令等	福岡県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱	負担割合	県 10/10
-------	--------------------------	------	---------

＜目的・事業内容＞

肝炎の克服に向けた取組を進めていく旨が定められた肝炎対策基本法に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。

このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。）も肝がん同様に予後が悪いこと、さらに、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から軽度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的とする。

＜対象医療＞

肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。以下同じ。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に3月以上ある月のもの。

＜対象患者＞

- ①市内に住所（住民票）を有するもの
- ②医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④肝がん・重度肝硬変により指定医療機関で入院治療中の者
- ⑤下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する者

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者

75歳以上（注）	後期高齢医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者
----------	--------------------------------

（注）65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者を含む。

<実績>

区分 \ 年度	H30	R1
申請者数	0	2
承認	0	2
不承認	0	0
取り下げ	0	0

※平成30年12月より肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

5 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			接触者健康診断	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

<実績>

（単位：人）

区 分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
	BCG接種	H27	822	0
H28		756	0	756
H29		738	0	738
H30		772	0	772
R1		731	0	731
レントゲン 間接撮影	H27	3,814	0	3,814
	H28	3,830	0	3,830
	H29	3,660	0	3,660
	H30	3,903	0	3,903
	R1	3,001	0	3,001
レントゲン 直接撮影	H27	8,697	17	8,714
	H28	9,824	4	9,828
	H29	10,136	7	10,143
	H30	9,497	2	9,499
	R1	10,043	5	10,048
IGRA検査	H27	-	103	103
	H28	-	97	97
	H29	-	85	85
	H30	-	73	73
	R1	-	78	78

※平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼

児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

※「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き(第5条)」(平成26年3月)において、結核感染の有無の検査法としてIGRA検査を第一選択の検査法として積極的に使用することが推奨されているため、保健所においても積極的に実施。

IGRA(インターフェロン-γ遊離試験)検査・・・結核菌に感染しているか否かを採血にて判断する検査

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	—
-------	----------------------------	------	---

<目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
健康相談		224	89	238	118	101
家庭訪問指導		230	236	223	159	214

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	37条(入院患者)	国3/4 市1/4
			37条の2(結核患者)	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請(法第37条及び法第37条の2)を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実績>

区分	年度	入院患者(37条)	結核患者(37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	H27	27	226	253
	H28	29	192	158
	H29	56	224	280
	H30	21	208	229
	R1	38	164	202
医療費負担金 (千円)	H27	1,550	241	1,791
	H28	8,033	238	8,271
	H29	12,346	424	12,770
	H30	3,017	454	3,471
	R1	4,636	370	5,006

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	—
-------	----------------------------	------	---

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

<実績>

年	区分	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
		実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
H27		16	13.4	0	0	1	0	0	1	1	13
H28		20	16.9	0	0	1	0	2	0	1	16
H29		19	16.3	0	0	0	0	0	0	2	17
H30		12	10.4	0	0	0	0	1	1	4	6
R1		17	14.9*	0	0	1	1	0	1	0	14

※速報値であるため、国における集計作業の中で数値変更の可能性あり。

6 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知する。感染症発生時には、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時には、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

<実績>

(単位:件)

	区分	年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
一類 感染症	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	痘そう	-	-	-	-	-
	南米出血熱	-	-	-	-	-
	ペスト	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類 感染症	急性灰白髄炎	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	-	-	-	-

三 類 感 染 症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	-	1	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	2	1	2	-	1
	腸チフス	-	-	-	-	-
	パラチフス	-	-	-	-	-
	合 計	2	2	2	-	1

※ 結核（二類感染症）については、「5 結核対策事業」にて掲載。

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	負担割合	国 1/2 市 1/2
	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針		

<目的・事業内容>

H I V抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、H I Vや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりH I V感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、H I V即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施してきた。平成29年度からは、毎月第1・第3月曜日（祝日を除く）及び夜間検査を年4回（エイズデー等含む）に変更して実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

<実績>

（単位：件）

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
抗体検査		133	123	109	106	97
相談		61	67	16	7	0

※6月の第1週に定められたH I V検査普及週間には、ポスターを掲示。さらに、保健所で実施しているH I V検査の周知を図るとともに、6月3日にH I V夜間検査を実施した。

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第23回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取組みを実施した。

- ・市内の高校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・11月25日にJ R大牟田駅前及び西鉄大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施し、市民への啓発と予防を呼びかけるとともに、12月2日に保健所でH I V夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。H I V抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し、有料で実施している。

<実績>

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
被検査者		60	69	75	77	65
内 訳	男	42	47	47	51	43
	女	18	22	28	26	22

7 予防接種事業

(1) 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位:人)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)			148	53	39	11	11
四種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ		3,240	3,206	3,078	3,102	2,964
三種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳		14	1	—	—	—
二種 混合	ジフテリア 破傷風		577	670	636	767	698
麻しん風しん 混合	第1期・第2期		1,601	1,697	1,506	1,604	1,524
	第5期		—	—	—	10	745
風しん			0	0	0	0	0
麻しん(はしか)			0	0	0	0	0
日本脳炎			2,843	3,128	2,873	3,198	3,311
BCG			822	756	737	772	731
水痘			1,571	1,522	1,423	1,457	1,412
高齢者肺炎球菌			3,174	3,770	3,759	3,303	930
インフルエンザ			21,717	21,734	21,418	21,801	23,073
子宮頸がん予防ワクチン			16	11	1	24	26
ヒブワクチン			3,128	3,127	3,030	2,993	2,817
小児用肺炎球菌			3,131	3,172	3,050	3,013	2,897
B型肝炎			—	1,210	2,256	2,273	2,315
合計			41,982	44,057	43,806	44,318	43,454

※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則が一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

※平成28年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則が一部改正され、B型肝炎の予防接種が定期接種となった。

※平成31年2月1日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則が一部改正され、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とする風しんの予防接種が定期接種となった。

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

8 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病が治っていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実績>

①被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
H27	700	20	2,446	1,901	526	19
H28	664	20	2,482	1,936	527	19
H29	631	20	2,515	1,964	532	19
H30	597	20	2,549	1,995	535	19
R1	570	20	2,576	2,021	536	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
H27	25	253	159	44	50
H28	23	255	161	44	50
H29	21	257	163	44	50
H30	20	258	164	44	50
R1	17	261	167	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

②認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H27	700	258	442	242	54	188	457	203	254	0	0	0	1	1	0
H28	664	244	420	217	45	172	446	198	248	0	0	0	1	1	0
H29	631	237	394	199	44	155	431	192	248	0	0	0	1	1	0
H30	597	230	367	184	43	141	413	187	226	0	0	0	0	0	0
R1	570	221	349	169	39	130	401	182	219	0	0	0	0	0	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H27	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0
H28	23	7	16	8	1	7	15	6	9	0	0	0	0	0	0
H29	21	6	15	7	1	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
H30	20	5	15	6	0	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0
R1	17	5	12	5	0	5	12	5	7	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	----------------------------

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
H27	416,573	150,526	50,981	10,636	168,397	-
H28	393,097	141,191	59,603	10,036	161,538	-
H29	374,590	133,766	42,573	8,759	150,642	-
H30	360,548	135,760	56,892	9,908	141,975	-
R1	343,251	126,923	74,317	9,681	135,010	-

②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
H27	16,709	13,622	0	0	6,229
H28	16,835	13,447	0	658	5,879
H29	15,900	13,430	0	329	5,205
H30	15,588	11,254	0	0	5,022
R1	13,982	7,206	6,966	673	4,602

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	----------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費 入院・入院外
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
H27	322,879	102,653	3,338	292
H28	314,665	97,575	3,340	107
H29	271,199	90,794	2,103	89

H30	251,829	86,654	2,134	159
R1	232,022	81,613	1,835	62

②条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
H27	13,886	3,710	0	0
H28	8,918	3,273	0	0
H29	7,061	2,660	0	0
H30	6,127	2,214	0	0
R1	5,162	2,180	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	--------------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

①法関係分

区分 年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H27	16	82 (実数) 1,070 (延数)	410	1	0	324
H28	10	53 (実数) 964 (延数)	96	1	0	319
H29	—	59 (実数) 1,016 (延数)	414	1	0	302
H30	—	50 (実数) 864 (延数)	416	1	0	291
R1	—	14 (実数) 166 (延数)	379	1	0	274

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

②条例関係分

区分 年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
H27	0	3 (実数) 44 (延数)	19	1	0	14
H28	0	4 (実数) 53 (延数)	2	1	0	13

H29	—	2 (実数) 48 (延数)	18	1	0	10
H30	—	2 (実数) 55 (延数)	17	1	0	8
R1	—	0 (実数) 0 (延数)	16	1	0	10

(5)子どものアレルギー予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	負担割合	国 10/10
-------	------------------	------	---------

<目的・事業内容>

大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、独立行政法人環境再生保全機構による健康被害予防事業が実施されている。機構が自ら行う直轄事業と地方公共団体が実施するものに対し、機構が助成を行う助成事業がある。

ぜん息の発症がアトピー性皮膚炎や食物アレルギーと関連していることから、本市では、子どもを中心とした、アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・気管支ぜん息等）に悩む市民や関係者を対象に、アレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を機構の助成を受けて実施している。

<実績>

①健康相談事業

アレルギー疾患に関心のある市民（アレルギー疾患を持つ児の保護者や病院・保育所等の関係機関）を対象に、アレルギー疾患の基礎知識の普及と意識の向上を図る。

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数	7	7	7	5	5
延参加者数	77	95	85	109	106
個別相談（再掲）	2	5	1	—	—

②健康診査事業(乳幼児アレルギー問診)

乳幼児健康診査の健診票を基に、アレルギー素因等のある乳幼児の保護者を対象として、アレルギー疾患の発症予防のための保健指導を行う。

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
診査対象者数	4,100	3,107	3,052	3,103	2,975
アレルギー素因等保有児	768	434	574	537	556
指導実施数	400	0	244	229	358
健康相談事業への参加	37	0	0	7	22

③機能訓練事業(水泳訓練教室)

平成29年度まではA日程、B日程とも5日間実施。平成30年度から10日間の実施へ。

気管支ぜん息と診断されたことがある4歳から小学6年生を対象に、療養上有効な水泳訓練を行い、健康の回復、体力の保持増進を図る。

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	
A日程 (5日間)	参加者実数	12	13	8	—	—
	延参加者数	60	57	26	—	—
B日程 (5日間)	参加者実数	8	11	8	—	—
	延参加者数	36	49	38	—	—

(10日間)	参加者実数	-	-	-	10	9
	延参加者数	-	-	-	83	79

9 動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

根拠法令等	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務を行っている。
 犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行うとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行っている。

また、飼い主への指導・啓発のため、様々な事業に取り組んでいる。

- ・飼主のマナーアップキャンペーン（年2回）
- ・動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- ・犬のしつけ方教室の開催
- ・猫の不妊去勢手術助成事業
- ・動物取扱業者研修会

<実績>

① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
H27	5,329	1,381	2,471	3,852	3	0
H28	5,380	1,317	2,568	3,885	2	2
H29	5,261	1,264	2,588	3,852	2	1
H30	5,304	1,187	2,611	3,798	1	0
R1	5,389	1,138	2,553	3,691	5	5

② 犬捕獲・引き取り・負傷保護・返還・譲渡・処分

年度	捕獲	飼い主引取り	所有者不明	負傷動物の保護	返還	致死処分
H27	3	4	63	2	20	2
H28	0	2	75	0	21	0
H29	15	3	56	1	52	0
H30	12	2	51	11	27	0
R1	2	2	47	5	40	0

③ 猫等の引取り・負傷保護・返還・譲渡・処分

年度	飼い主引取り猫	所有者不明		負傷動物の保護		致死処分
		猫	その他	猫	その他	
H27	0	70	0	16	0	27
H28	0	37	0	23	0	0
H29	2	19	0	22	0	0
H30	0	17	0	29	1	0
R1	0	11	0	15	0	0

④犬猫の譲渡数(小犬里親さがし、センター)・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
H27	26	17	3	54	3	157	91
H28	15	45	7	47	6	98	53
H29	13	5	9	27	11	90	51
H30	20	20	9	26	25	92	44
R1	14	10	1	18	25	93	50

⑤犬猫等の捕獲依頼・引取り依頼・苦情相談・問合せ・指導

年度	捕獲依頼	引取り依頼	苦情相談			問合せ	指導件数
			放し飼い	環境	その他		
H27	14	96	42	143	167	940	89
H28	42	98	54	143	155	1,062	12
H29	48	79	24	143	156	1,171	48
H30	38	95	42	83	148	1,082	36
R1	40	25	52	104	150	1,151	35

⑥譲渡犬等の調査・指導

年度	譲渡犬適正管理調査	犬の繁殖制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
H27	21	0	1,390
H28	16	1	287
H29	8	2	814
H30	10	30	845
R1	20	13	850

⑦動物取扱業施設数及び特定飼養施設数

年度	動物取扱業施設数	特定飼養施設数
H27	53	1
H28	52	1
H29	50	1
H30	54	1
R1	58	1

⑧猫の不妊去勢手術助成事業(27年度から)

年度	オス	メス	合計
H27	7	16	23
H28	9	15	24
H29	3	18	21
H30	9	15	24
R1	4	16	20

10 葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和 58 年、59 年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和 59 年 7 月 25 日に完成、8 月 1 日から供用開始となった。

人体炉 6 基、汚物炉 1 基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約 1,900 件で、元旦を除き、無休で火葬業務を行っている。

<実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
H27	1,751	1,730	3	18	1,680	1,661	2	17	71	69	1	1
H28	2,003	1,980	2	21	1,936	1,918	2	16	67	62	0	5
H29	1,878	1,853	0	25	1,807	1,785	0	22	71	68	0	3
H30	1,902	1,873	4	25	1,831	1,808	4	19	71	65	0	6
R1	1,963	1,942	0	21	1,900	1,882	0	18	63	60	0	3

11 試験検査

(1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	—
-------	--	------	---

<事業内容>

- ・糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・血清検査（HIV抗体、梅毒）

<実績>

検査項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
病原微生物検査		9,210	8,540	3,691	3,203	0
血清検査		198	192	184	183	162
その他		0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査（H30 年度で終了）と感染症の届出による検査の合計

(2) 食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	負担割合	—
-------	-----------------------------	------	---

<事業内容>

- ・一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・食中毒関係検査（微生物学的検査）

<実績>

検査項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	147	145	150	146	134
	理化学的検査	31	56	39	36	15
食中毒関係検査	微生物学的検査	25	0	39	55	104
	理化学的検査	0	0	0	0	0

※一般食品の理化学的検査は、R1年度から外部の検査機関へ委託

(3)環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知） 公衆浴場における衛生等管理要領について（通知）	負担割合	—
-------	---	------	---

<事業内容>

- ・飲用水検査
- ・利用水等検査（プール水、浴槽水）

<実績>

検査項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
飲用水検査	細菌学的検査	0	0	0	0	0
	理化学的検査	0	0	0	0	0
利用水等検査	細菌学的検査	12	15	24	24	24
	理化学的検査	12	12	12	12	12

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	負担割合	—
-------	---	------	---

<事業内容>

- ・大気検査（重金属、降下ばいじん）
- ・水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・廃棄物関連検査
- ・その他

<実績>

検査項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
大気検査		47	48	48	48	0
水質検査	細菌検査	25	11	9	9	0
	化学検査	215	164	172	131	24
廃棄物関連検査		22	18	20	20	0

土壌・底質検査	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

※R1 年度から理化学検査を廃止。(保健所排水検査のみ実施。)